第四条の表を次のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。

公表内容			公表単位
（略）	（略）		（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第七号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）		（略）
（略）	（略）		（略）

公表内容			公表単位
（略）	（略）		（略）
病床の機能（法第三十条の三第二項第六号に規定する病床の機能をいう。以下同じ。）等	（略）		（略）
（略）	（略）		（略）

附　則

（適用期日）

一　この告示は、告示の日から適用する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は令和八年十月一日から適用する。

（経過措置）

二　第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第三条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる医療機関機能等報告（医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の十三第一項の規定による報告をいう。）から適用する。

三　第五条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法及び外来医療の規定は、令和八年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる外来機能報告（医療法第三十条の十八の二第一項及び第三十条の十八の三第一項の規定による報告をいう。）から適用する。

○厚生労働省告示第三百六十八号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十条の三の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（令和七年厚生労働省告示第百七十四号）の一部を次のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和八年九月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　別表の二の項に掲げる基準を満たすこと。 二　別表の四の項に掲げる基準を満たすこと。 三　別表の十二の項に掲げる基準を満たすこと。	高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（以下「算定省令」という。）第四十条の三の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げる要件を満たすものであることとする。 一　別表の一の項に掲げる基準を満たすこと。 二　別表の九の項に掲げる基準を満たすこと。 三　別表の十の項に掲げる基準を満たすこと。